

新品種審査のための

作物別 特性調査要領

マンネンタケ
【영지버섯, 靈芝】
Reishi mushroom
Lingzhi mushroom
(*Ganoderma lucidum*(FR.) Karst)

この要領は種子産業法第26条及び同法施行規則28条に基づく種子管理要綱第2条の別表1に対する作物別品種の特性を説明するのに必要な事項と種子産業法施行規則第35条規則に基づく栽培審査のために必要な特性検定を実施する要領を定めている。

国立種子管理所

目 次

1. 目次	1
2. 品種特性表及び種子提出	1
3. 品種の特性検定	1
4. 特性別調査基準及び方法	3
<付表> 特性表説明	5
5. 品種特性表	7
6. 品種特性記述書	9

1. 目的

この特性調査要領の目的は種子産業法施行規則第35条規定に基づき栽培審査に必要な事項と種子管理要綱第2条別表1に基づく作物別品種の特性調査に必要な事項などを決めるものであり、マンネンタケ *Ganoderma lucidum*(FR.)Karst)のすべての品種に適用する。

2. 品種特性表及び種子提出

あ. 品種特性表提出

出願者は出願時、出願品種の特性を “4. 特性別調査基準及び方法” に基づき、調査を実施した後、“5. 品種特性表” と “6. 品種特性記述書” を作成し、出願書に添付して提出しなければいけない。

い. 種子の提出

- 出願人は種子管理要綱第4条の規定に従った種子試料(菌株特性調査用試験管1個、栽培特性調査用種菌 5kg/試験区面積m²)を栽培試験実施期間の間、毎年提出しなければいけない。
- 提出される種子は栽培試験に適当な規格の健全な種子で、当該品種の固有な特性を備えていなければならず、特別な場合を除いて消毒薬剤処理をしてはならない。
- 審査官は必要な場合、最少10株の植物体の標本提出を要求することができる。

3. 品種の特性調査

あ. 栽培試験の実施

- 栽培試験はマンネンタケ【영지버섯】の正常な生育が可能な条件下で実施されなければならない。
- 特性調査のための栽培試験規模は試験区が6反復以上になるようにし、計180個体以上が栽植されなければならない。

い. 特性調査の実施

- 特性調査はマンネンタケ【영지버섯】の正常な生育が形成される状態で実施されなければならない。
- 区別性及び安定性評価のための調査個体数は少なくとも20個体又は20個の個体の部位から調査されなければならない。
- 栽培試験担当者は特性調査の実施に当たり “4. 特性別調査基準及び方法” に基づく調査を実施した後、“5. 品種特性表”を作成しなければならない。

う. 品種の分類

特性検定を実施するに当たり出願品種を調査対象形質の特性別に次のように分類できる。

- (a) 大扇??形成【대선헝성】：有無(形質1)：なし、あり
- (b) 菌糸：厚膜胞子形成(形質3)：なし、あり
- (c) カサ：形態(形質4)：心臓型、鹿の角型、しやもじ型

え. 特性別調査基準及び方法に使用される記号

(*) : 品種の特性説明のために必ず調査が必要な特性であり、特性の調査方法及び地域性や気候などに因って調査が不可能である場合は除外する。

(+) : 絵や追加説明が添付されているので参考にすることができる。

MG : 調査対象の植物体又は植物体の一部を集団にして1回測定。

MS : 調査対象の植物体又は植物体の一部を対象にして個体別に測定。

VG : 調査対象の植物体又は植物体の一部を集団にして1回観察による肉眼測定。

VS : 調査対象の植物体又は植物体の一部を個体別に観察し肉眼測定。

QL : 質的形質

QN : 量的形質

PQ : 類似質的形質

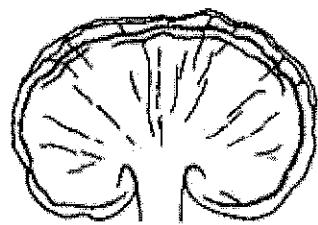
4. 特性別調査基準及び方法

番号	特性	調査時期	表現形態	階級	標準品種	調査基準及び方法
1 (*) QL	대전形成有無		なし あり	1 9		○ MCM培地で대전形成の有無を観察 VS
2 (*) QN	菌糸: 生長最低温度(℃)		25 30 35	2 3 4		○ 温度別の菌糸の生長速度をチェック VS
3 (*) QL	菌糸: 厚膜胞子形成		なし あり	1 9		VG
4 (*) QL	カサ: 形態	収穫時	心臓型 鹿の角型 しゃもじ型	1 2 3		○ 収穫時、カサの形態を観察 VG
5 (*) QL	カサ: 表面の模様		なし あり	1 9		○ 収穫時、カサの表面の模様の有無を調査 VG
6 (*) (+) VG QL	カサ: 表面の形態		先端部に輪模様 幅広い輪模様 緻密な輪模様 屈曲	1 2 3 4		○ 収穫時、カサの表面の模様の形態を調査
7 QN	カサ: 幅広い部分の直径		50以下 50-70 71-90	1 2 3		○ 収穫時、カサの長軸を計測

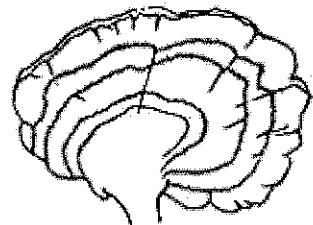
			91-110 111-130 131以上	4 5 6		
8 QN	カサ: 幅狭い部分の直径		30以下	1		
			31-40	2		○ 収穫時、カサの短軸を計測
			41-50	3		
			51-60	4		MS
			61-70	5		
			71以上	6		
番号	特性	調査時期	表現形態	階級	標準品種	調査基準及び方法
9 QN	カサ: カサの厚さ		10以下	1		
			11-15	2		○ 収穫時、カサの厚さを計測
			16-20	3		
			21-25	4		MS
			26-30	5		
			31以上	6		
10 (*) QL	カサ: 表面の色		白色	1		
			淡褐色	2		○ 収穫時、カサの表面の色を調査
			赤褐色	3		VG
			黒色	4		
11 (*) QL	カサ: カサの裏面の色		黄色	1		
			淡黄色	2		○ 収穫時、カサの裏面の色を調査
			灰色	3		VG
12 (*) QL	柄: 形態		なし	1		
			あり	9		○ 収穫時、柄の有無を調査 VG
13 (*) (+) QL	柄: 付着形態		側心型	1		
			中心型	2		○ 収穫時、柄の付着形態を調査
			分枝型	3		VG
			並行型	4		
14 QN	柄: 柄の長さ		0	1		
			10-30	2		○ 収穫時、柄の長さを計測
			31-50	3		MS
			51-70	4		
			71-90	5		
			91以上	6		

〈付表〉 特性表説明

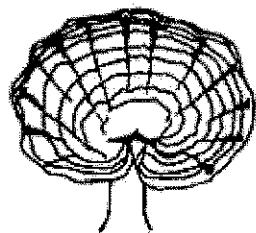
形質6. カサ : 表面の形態



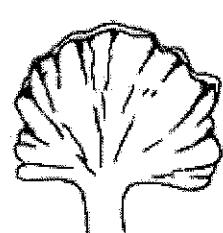
1. 先端部に輪模様



2. 幅広い輪模様

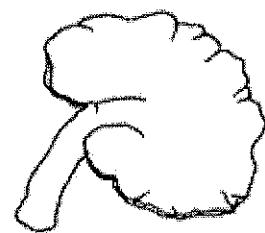


3. 紹密な輪模様

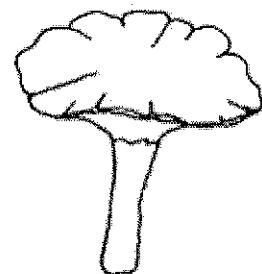


4. 屈曲

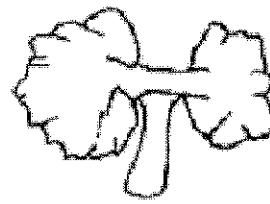
形質 13. 柄 : 付着形態



1. 側心型



2. 中心型



3. 分枝型



4. 並行型

5. 品種特性表

- 植物の種類 : マンネンタケ【영지버섯】 (*Ganoderma lucidum*(FR.)Karst)
- 出願品種の名称 :
- 出願人の姓名 :
- 特性調査者の姓名 :
- 特性調査の年度 :
- 特性調査の場所 :
- 対照品種(最も類似した品種)の名称:

No	特性	表現形態									出願品種 No	対照品種 実測値
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1	菌糸形成の有無	なし									あり	
2	菌糸: 生長最低温度 (℃)		25	30	35							
3	菌糸: 厚膜胞子形成	なし									あり	
4	カサ: 形態	心臓型	鹿の角型	しゃもじ型								
5	カサ: 表面の模様	なし									あり	
6	カサ: 表面の形態	先端部の輪模様	幅広い輪模様	緻密な輪模様	屈曲							
7	カサ: 幅広い部分の直径	50以下	50-70	71-90	91-110	111-130	131以上					
8	カサ: 幅狭い部分の直径	30以下	31-40	41-50	51-60	61-70	71以上					
No	特性	表現形態									出願品種 No	対照品種 実測値
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
9	カサ: カサの厚さ	10以下	11-15	16-20	21-25	26-30	31以上					
10	カサ: 表面の色	白色	淡褐色	赤褐色	黒色							
11	カサ: カサの裏面の色	黄色	淡黄色	灰色								
12	柄: 形態	なし									あり	
13	柄: 付着形態	側心型	中心型	分枝型	並行型							
14	柄: 柄の長さ	0	10-30	31-50	51-70	71-90	91以上					

6. 品種特性記述書

1. 作物名(学名) : マンネンタケ【영지버섯】(<i>Ganoderma lucidum</i> (FR.)Karst)
2. 品種名 :
3. 出願品種の植物体の主な形態的特性 10個程度の特性について質的特性を主にして記述し、量的特性は対照品種と比較して記述。
4. 出願品種が対照品種と区別される特性 - 出願品種が最も類似している品種と区別される特性を記述し、類似している品種がない場合、既存のほかの品種と区別される特性を記述。
5. 出願品種の均一性と安定性を記述(対照品種を含む)
6. 出願品種を区別するのに役立つ追加情報 6.1 耐病虫性 6.2 品種試験のための特別な条件 6.3 その他の情報
7. 品種育成に関する情報 7.1 上の品種は遺伝的変形技術を利用して育成された品種(GMO)ですか? はい()、いいえ() 7.2 遺伝的変形技術による品種(GMO)である場合、遺伝子変形生物体の国家間移動などに関する法律(制定 2001.3.28 法律第6448号、産業資源部)に従って分野別農林部長官が告示した“遺伝子変形農産物の環境危害性評価審査指針(農林部告示第2002-2号)”に従い安全性を評価し、その結果を添付しましたか? はい()、いいえ() 7.3 関連規定のために実験を実施した場合、安全性の結果を添付しましたか? はい()、いいえ() ※ 質問 7.3で「いいえ」に該当する場合、安定性の結果が提出される前には次の手続きが進められません。 a. 品種の審査(品種保護出願品種の場合) い. 品種生産・輸入販売申告筆証の交付(品種生産・輸入販売申告品種の場合)

※ 次の資料は出来るだけ添付していただけますと、均一性と安定性についての審査時、参考資料として活用されます。

- 調査個体数及び異形株数、反復間の試験成績(均一性の根拠、1個地域)
- 年次間の試験成績(2年以上/1個地域、安定性の根拠)
- 統計処理 : ANOVA, t-検定または LSD-1%, 5%
- 育種者が追加で品種を説明するのに必要だと認めた特性や資料